

第 14 号議案

小城市幼児教育・保育ネットワーク設置要領の一部改正について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 27 年 6 月 29 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

子ども・子育て支援新制度の施行により、小城市幼児教育・保育ネットワークの構成団体に、認定こども園及び家庭的保育施設等を追加する。
また、機構改革による課名の変更を行う。

小城市教育委員会訓令第 号

小城市幼児教育・保育ネットワーク設置要領の一部を改正
する訓令

小城市幼児教育・保育ネットワーク設置要領（平成 22 年小城市教育
委員会訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 3 条第 3 項中「託児所等の認可外保育施設」を「認定こ
ども園、家庭的保育施設等及び認証保育施設」に改める。

第 7 条中「こども課」を「保育幼稚園課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

小城市幼児教育・保育ネットワーク設置要領新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 市内の幼稚園、認可保育所、<u>託児所等の認可外保育施設</u>が情報を共有化して相互の連携を強化し、就学前教育や保育行政に関する意見の交換を行うことにより、子育て支援施策の円滑な実施と一層の充実を図ることを目的として、小城市幼児教育・保育ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 ネットワークは、会長、副会長、部会長、副部会長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 会長には、小城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）教育長を、副会長には教育部長をもって充てる。部会長及び副部会長は、それぞれの部会の委員の互選により選出する。</p> <p>3 委員は、市内の幼稚園、認可保育所、<u>託児所等の認可外保育施設</u>から選出された各施設の代表者で、教育委員会が委嘱する。</p> <p>第4条から第6条 (省略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 ネットワークの庶務は、<u>こども課</u>において処理する。</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市内の幼稚園、認可保育所、<u>認定こども園、家庭的保育施設等及び認証保育施設</u>が情報を共有化して相互の連携を強化し、就学前教育や保育行政に関する意見の交換を行うことにより、子育て支援施策の円滑な実施と一層の充実を図ることを目的として、小城市幼児教育・保育ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 ネットワークは、会長、副会長、部会長、副部会長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 会長には、小城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）教育長を、副会長には教育部長をもって充てる。部会長及び副部会長は、それぞれの部会の委員の互選により選出する。</p> <p>3 委員は、市内の幼稚園、認可保育所、<u>認定こども園、家庭的保育施設等及び認証保育施設</u>から選出された各施設の代表者で、教育委員会が委嘱する。</p> <p>第4条から第6条 (省略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 ネットワークの庶務は、<u>保育幼稚園課</u>において処理する。</p> <p>第8条 (省略)</p>

この訓令は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。